

南大隅高等学校部活動に係る活動方針

はじめに

「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」（平成 31 年3月県教育委員会）を踏まえ、本校部活動に係る活動方針（以下「本方針」）を以下のように策定する。

1 基本的な考え方

- (1) 運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- (2) 文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や観賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。
- (3) 全ての部活動において、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることが出来るようにする。
- (4) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的な取組になるよう留意する。

2 活動方針

- (1) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について
 - ① 校長及び部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
 - ② トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要性を理解する。
 - ③ 部顧問は、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高めたり、生徒の心身に負担を与えることを十分に理解する。
 - ③ 部顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトしないように指導を行う。その際、競技種目・分野の特性等を踏まえた科学的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
 - ④ 部顧問は、生徒主体の会議やミーティングを設ける等、生徒の主体性を尊重し、生徒とともに学び合う関係性を構築し、生徒の健全な成長を目指した指導を行う
- (2) 適切な休養日等の設定について
 - ① 週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。）ただし、部活動の特性に応じて、年間を通じて適正な休養日となるよう柔軟に計画することも可能とする。その場合であっても、原則として週当たり1日の休養日を設ける。
 - ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
 - ③ 1日の活動時間は、原則として平日2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）3時間程度を目安とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。ただし、部活動の特性に応じて、活動時間の目安を超えて活動する場合は、他の休養日を設定するなど、週及び年間を通じて適切な活動時間となるよう柔軟に計画することも可能とする。
 - ④ その他、定期考査前の部活動禁止期間など、別に定める校内規定に基づいた休養日を設定する。

3 その他

- (1) 部顧問は本方針に沿った年間活動計画及び毎月の活動計画・活動実績を作成する。
- (2) 校長は本方針及び活動計画等を本校のホームページへの掲載等により公表する。
- (3) 参加する大会については、教育上の意義や生徒・顧問の負担が過度にならないことを考慮して精査する。